空き地の管理を徹底しましょう

空き地は、その所有者又は管理者が管理しなければなりません。
しかし、きちんと管理されていない空き地は、近隣住民の方々への迷惑となります。

◆空き地の管理は草刈りが基本です

あなたの空き地の雑草は伸びていませんか？雑草が生い茂ると、土地の維持管理に支障が出てくるばかりか、周辺の方に大変な迷惑がかかる場合があります。

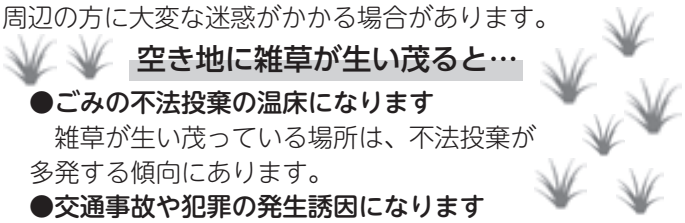

空き地に雑草が生い茂ると…

●ごみの不法投棄の温床になります
雑草が生い茂っている場所は、不法投棄が多発する傾向にあります。

●交通事故や犯罪の発生誘因になります
交差点など角地では見通しが悪くなり、交通事故につながります。また、見通しが悪い場所は非行や犯罪を誘発する原因になります。

●害虫や悪臭が発生します
蚊やムカデなどの害虫や、枯草などの腐敗による悪臭が発生します。

●火災の危険性が高まります
特に秋から冬の乾燥する時季には、生い茂った枯草が燃えやすくなり、火災の危険性が高まります。

●景観を損ねます

◆空き地所有者の皆さんへ

雑草は５月に入ると成長が始まり、梅雨の時季にその勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。雑草が生えている空き地の所有者の方は、雑草が生い茂るまでに除草していただくようお願いします。刈り取った草につきましても、そのままにされますと風などの影響で草が飛散し、近隣住民へ迷惑がかかることにもなり兼ねませんので、その撤去も併せてお願いします。

●環境クリーンセンターでは、刈り取った草・剪定枝を無料で受入れています。（平日　９時～12時、13時～16時）

●ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などに除草を依頼してください。

除草前

除草後

問い合わせ先　町民環境課　TEL 377－5653

適正な空家の管理をお願いします

空家を適切に管理せずに放置すると、建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあります。

建物の価値を保つために、日ごろから定期的に状態を点検し、不良箇所を発見した場合は近隣の工務店などに依頼しましょう。

問い合わせ先
産業建設課　TEL 377－5658

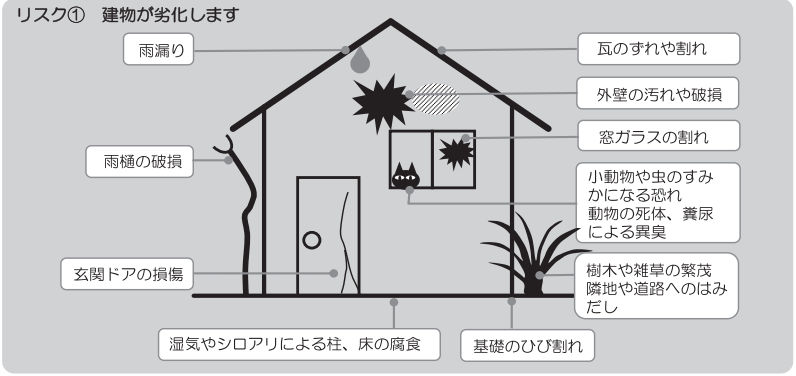

生ごみの水切りにご協力をお願いします!!

水切りの効果

1．家庭から出る生ごみの約60～70％は水分です。
　生ごみの水切りをすることで重量の約20～30％減量できるといわれています。簡単で効果的なごみの減量方法です。
2．生ごみが腐敗しにくくなるので悪臭を軽減できます。
3．ごみ袋が軽くなり、ごみステーションまで持って行くのが楽になります。
4．ごみ袋から汚水が漏れてくることの抑制になります。
5．ごみステーションが、カラスや猫などの動物に荒らされる可能性が低くなります。
6．ごみが軽くなり、ごみの収集車両の燃料コスト削減、さらには処理場での処理コストの削減にもなります。

など、たくさんのメリットがあります。

問い合わせ先
町民環境課　TEL 377－5653